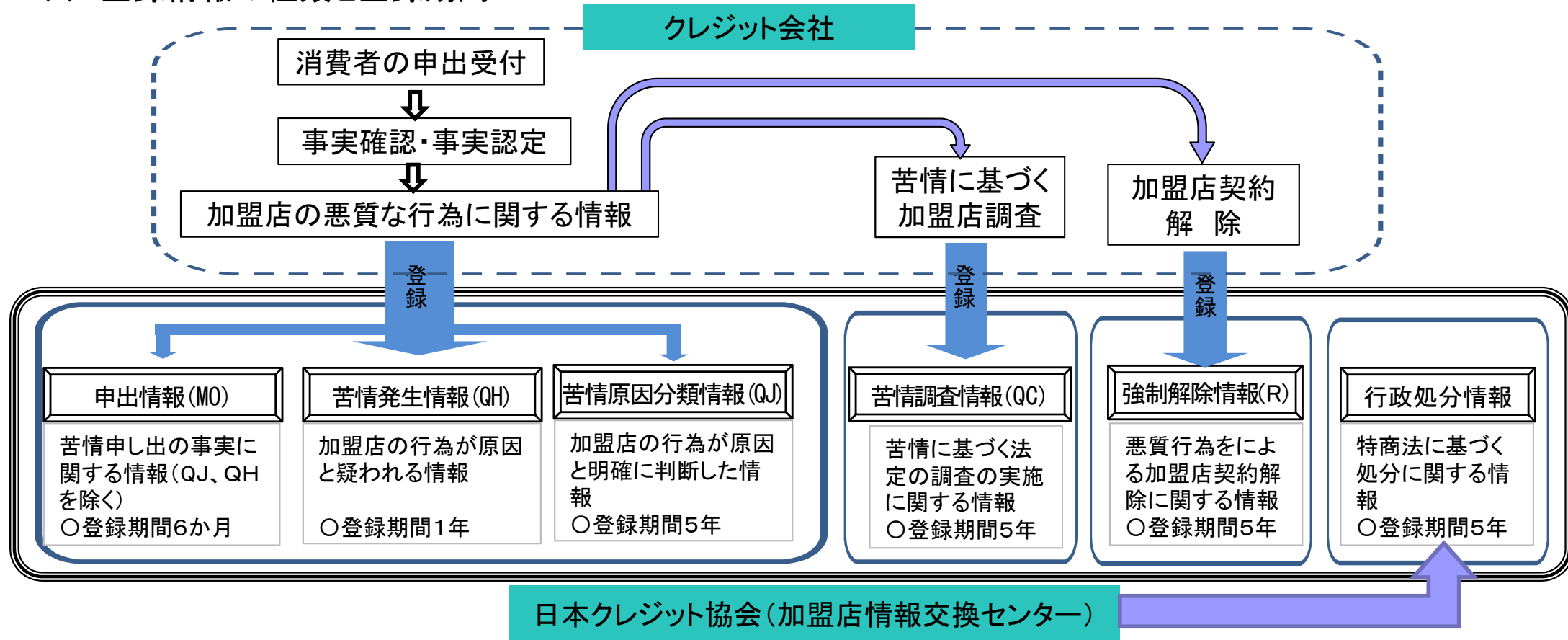


加盟店情報交換制度の概要

＜基本的考え方＞

クレジット会社の保有情報を集約して、加盟店審査を迅速化、的確化。ごく一部の悪質加盟店の排除、健全化により、健全なクレジット取引を実現

(1) 登録情報の種類と登録期間



(2) 情報共有

＜会員への情報提供の種類＞

- ①登録回答.....苦情情報が登録されたときに、当該登録した会員に対して、登録時点で保有する登録加盟店についての情報提供
- ②照会回答.....特定加盟店の照会時に、当該照会した会員に対して、照会時点で保有する照会加盟店についての情報を提供
- ③フィードバック.....登録情報が一定の基準に達した特定加盟店の情報を、一定の条件に該当する会員に対して提供

■「利用者等の保護に欠ける行為」分類定義

大分類	考え方	具体的な行為
< 1 > 不適正情報提供 類型	消費者が判断するのに必要な情報の提供について、不適切な対応をした類型	(1) 不実告知、 (2) 断定的判断の提供、 (3) 重要事項の不告知、 (4) その他の事項の不告知、 (5) 勧誘目的の不告知による勧誘
< 2 > 威迫・困惑 類型	威迫・監禁・不退去など、情報提供以外で、消費者等の正常な判断を妨害する類型	(1) 威迫・困惑行為 (2) その他の迷惑行為
< 3 > 行為規制 違反 類 型	法律で定められた行為規制を履行していない類型	(1) 氏名・勧誘目的等の不明示 (2) 勧誘拒否者への勧誘 (3) 不備広告 (4) 誇大広告 (5) 不承諾広告メール (6) 意に反する通信販売申込みをさせる広告等 (7) 書面の不交付
< 4 > 不適正内 容の契約 類型	締結した契約の内容自体が消費者の保護に欠ける場合	(1) 過量販売(次々販売) (2) 判断力不足に乗じた勧誘 (3) 適合性に反する契約の勧誘
< 5 > 不適正行 為の要請 類型	契約締結、解除妨害を目的に、消費者等がする必要のない行為を要請する類型	(1) 不適正行為の要請 (2) 不適正団信契約 (3) 契約解除等の妨害のための商品等の使用の強要
< 6 > 債務不履 行 類型	加盟店が契約上行わなければならないことを実行しない類型	(1) 履行拒否・遅延 (2) キャンセル未処理 (3) 残債未処理 (4) 下取り未処理 (5) 相談拒否 (6) その他債務不履行
< 7 > 加盟店不 正・詐欺的 商法 類 型	加盟店が、クレジットシステムを悪用する目的で、不正な売買契約等を締結する類型	(1) 不正なカード売上 (2) 名義冒用 (3) その他の架空契約 (4) 名義貸し (5) 伝票流用・名板貸し (6) 金融・換金商法 (7) 詐欺的商法・その他問題商法等

加盟店情報交換制度に登録する情報の範囲

情報区分	定 義	登録時期	登録主体	登録期間
申出情報	利用者等からの申出（加盟店に起因しないもの、誤解等を除く。）の事実である情報（苦情原因分類情報又は苦情発生情報に該当するものを除く。）	申出の原因 究明後	会 員	6 ヶ月
苦情発生情報	割賦販売法第 3 5 条の 2 0 に規定される利用者等の保護に欠ける行為に関する情報として、別に定める利用者等の保護に欠ける行為の定義に該当する情報若しくは該当する疑いのある情報について、申出者及び加盟店に対して原因究明を行った後、加盟店に起因する問題があると判断した情報	申出の原因 究明後	会 員	1 年
苦情原因分類情報	苦情内容の詳細な確認を行い、利用者等の保護に欠ける行為に関する情報として、別に定める利用者等の保護に欠ける行為の定義に該当することが明確となった情報	申出原因確 定後	会 員	5 年
苦情調査情報	割賦販売法施行規則第 135 条第 1 号及び第 3 号に該当した情報	苦情調査時	会 員	5 年
強制解除情報	割賦販売法施行規則第 135 条第 2 号及び第 4 号に該当した情報	契約解除時	会 員	5 年
JDM センター 登録情報	JDM センターが登録する特定 商取引法に基づく行政処分情報	処分情報公 表時	JDM センター	5 年